

カレンダーは3月号から引き抜き、保存してご利用ください

今年の四月～九月のごみ収集日を記載した「収集日カレンダー」を、本誌3月号にと

じ込んで配布します。三月号の配布は三月一日(月)～十日(水)に行いますが、カレンダーのみを追加で必要とす

る方は、清掃事務所(左表)などで配布しますので、ご利用し、改善していただきます。なお、昨年お配りした収集日カレンダーには、「文字が小さい」「色合いが見づらい」などの

変更はありません。[詳細] 環境事業部業務課 (211) 2916

新しい「ごみ収集日カレンダー」を配布します

どうやって?

本誌3月号にとじ込みます。
引き抜いて使用してください

いつ?

3月1日(月)～10日(水)に各家庭へ配布

問い合わせ先

市コールセンター ☎222-4894

◎2世帯住宅などで、カレンダーのみ追加が必要な場合

下記の清掃事務所などで3月以降に配布します

お住まいの区	担当事務所	所在地	電話番号
中央	中央清掃事務所	南区南30西8	☎581-1153
北	北清掃事務所	北区屯田町990	☎772-5353
東	東清掃事務所	東区丘珠町873	☎781-6653
白石・厚別	白石清掃事務所	白石区東米里2170	☎876-1753
豊平・清田	豊平清掃事務所	豊平区西岡520	☎581-9153
南	南清掃事務所	南区真駒内602	☎583-8613
西・手稲	西清掃事務所	西区発寒15の14	☎664-0053

より見やすくなります

- 1 カレンダーの数字や文字を大きく
- 2 収集日をはっきりした色合いで分け、見間違いを防止
- 3 ごみの収集日が一目で分かるようにレイアウトを一部変更

※10月以降の収集日カレンダーの配布については、詳細が決まり次第お知らせします

手続きの流れ

- ①お住まいの区の区役所(1階)の保健福祉課で相談
- ②病院で主治医と相談の上、要件に該当する場合は診断書を書いてもらう
- ③上記の診断書のほか、必要書類などを用意して、区役所で申請を行う



手帳が交付されると、障がいに応じてサービスを受けることができます

例えば

- 医療費や交通費の助成
- 税金の控除
- 自宅へのヘルパーの派遣 など



これまで、肝機能障害の方
に身体障害者手帳は交付されてい
ませんでした。四月一日(木)から、一定の要件を満たす方は交付対象となります。

身体障害者手帳は、法律で定められた一定の障がいがある方に交付される手帳。保有することで、医療費や交通費の助成など、さまざまなサービスが受けられます。

交付手続きは三月一日(月)から行いますので、お住まいの区の区役所や通院先の病院で相談の上、申請してください。なお、一級～三級の手帳が交付された方は、重度心身障害者医療費の助成対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

[詳細] 区役所(1階)の保健福祉課

要件を満たす方に申請によって交付します